

返戻制度

当社の紹介により採用した人材が就任辞退や自己都合により退職した場合
または本人の責任により解雇された場合は次の基準で報酬を返戻します。

就任1か月未満	報酬の90%
就任1か月以上3か月未満	報酬の50%

※労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する
退職の場合は返戻対象とはなりません。